明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件（外務三六四）　一
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（経済産業二三八）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事開始、税理士登録者関係　三
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○外務省告示第三百六十四号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表1から付表3まで、付表5及び付表6は、同協定第十九条の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十六年六月十二日に効力を生じた。

（平成二十六年六月二十日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十六年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

日本国

（英語のみを正文とする。）

付表1　中央政府の機関

基準額

物品　十万特別引出権

建設サービス　四百五十万特別引出権

この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス　四十五万特別引出権

その他のサービス　十万特別引出権

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

1 衆議院
2 参議院
3 最高裁判所
4 会計検査院
5 内閣
6 人事院
7 内閣府
8 復興庁
9 宮内庁
10 公正取引委員会
11 国家公安委員会（警察庁）
12 特定個人情報保護委員会
13 金融庁
14 消費者庁
15 総務省
16 法務省
17 外務省
18 財務省
19 文部科学省
20 厚生労働省
21 農林水産省
22 経済産業省
23 国土交通省
24 環境省
25 防衛省